

日 薬 業 発 第 197 号
令 和 2 年 7 月 15 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

令和2年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予に係る
取扱期間延長のお願い（要請）

標記について、総務省自治行政局公務員部福利課より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

被用者保険・国保組合等において、令和2年7月豪雨に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の支払いを猶予できることにつきましては、本日付け日薬業発第196号にてお知らせしたところですが、今般、共済組合においても同様の取扱いとされ、当該取扱いの期間今回の猶予措置の取扱い期間は、令和2年10月末調剤分等まで実施される予定です。

取り急ぎお知らせいたしますので、該当都道府県薬剤師会におかれましては、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 1 4 日

日 本 医 師 会
日本歯科医師会
日 本 薬 剤 師 会

} 御中

総務省自治行政局公務員部福利課

令和 2 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予について（要請）

日頃、地方公務員共済組合制度の円滑な運営にご協力いただき、ありがとうございます。

標記の件について、別添のとおり関係共済組合等に対して通知しましたので、お知らせします。

貴会におかれましても、該当する県内の会員に対し、この旨周知いただくようお願いします。

（添付書類）

○令和 2 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予について（要請）

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 1 3 日

各都道府県市町村担当課 御中

総務省自治行政局公務員部福利課

令和 2 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予について（要請）

令和 2 年 7 月豪雨で被災した組合員及び被扶養者の保険医療機関等での一部負担金等の取扱いについては、被害の甚大な状況に鑑み、下記のとおり徴収を猶予していただくよう要請いたしますので、貴管内の市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に対し、ご指導方よろしく申し上げます。

記

1 徴収を猶予する一部負担金等の範囲

保険医療機関等における以下の一部負担金等の支払いについては、組合員又は被扶養者から保険医療機関等への直接の支払いに代えて、共済組合が保険医療機関等に支払うとともに、共済組合が組合員から一部負担金等相当額を徴収する整理とし、その徴収を猶予いただきたいこと。

- ・ 一部負担金
- ・ 保険外併用療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く）
- ・ 訪問看護療養費に係る自己負担額
- ・ 家族療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く）
- ・ 家族訪問看護療養費に係る自己負担額

2 対象者の要件

（1）及び（2）のいずれにも該当する者であること。

- （1）令和 2 年 7 月豪雨に係る災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）の適用市町村に住所を有する（災害発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。）地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号）の組合員又は

被扶養者であること。

(2) 令和2年7月豪雨により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

3 取扱いの期間

当面、令和2年10月までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、令和2年10月末日まで徴収を猶予いただきたいこと。

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 1 3 日

地 方 職 員 共 済 組 合
（地共済事務局扱い）
東 京 都 職 員 共 済 組 合
各指定都市職員共済組合

} 御中

総務省自治行政局公務員部福利課

令和 2 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予について（要請）

令和 2 年 7 月豪雨で被災した組合員及び被扶養者の保険医療機関等での一部負担金等の取扱いについては、被害の甚大な状況に鑑み、下記のとおり徴収を猶予していただくよう要請いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1 徴収を猶予する一部負担金等の範囲

保険医療機関等における以下の一部負担金等の支払いについては、組合員又は被扶養者から保険医療機関等への直接の支払いに代えて、共済組合が保険医療機関等に支払うとともに、共済組合が組合員から一部負担金等相当額を徴収する整理とし、その徴収を猶予いただきたいこと。

- ・ 一部負担金
- ・ 保険外併用療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く）
- ・ 訪問看護療養費に係る自己負担額
- ・ 家族療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く）
- ・ 家族訪問看護療養費に係る自己負担額

2 対象者の要件

- （１）及び（２）のいずれにも該当する者であること。

(1) 令和2年7月豪雨に係る災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用市町村に住所を有する(災害発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。)地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の組合員又は被扶養者であること。

(2) 令和2年7月豪雨により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

3 取扱いの期間

当面、令和2年10月までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、令和2年10月末日まで徴収を猶予いただきたいこと。